



(八百津町地域包括支援センター・健康福祉課)

らく楽自主トレーニング利用者講習会を開催します

らく楽自主トレーニングとは、トレーニング機器を利用して、「立つ・座る・歩く・持ち上げる」などの普段の生活動作に必要な筋力の強化を目的に、好きな時間帯に自分のペースで筋力トレーニングを行うものです。継続することで、運動不足解消、筋力アップにつながります。

らく楽自主トレーニングへ参加するには、講習会の受講が必要です。講習会では、トレーニング機器を利用した運動の目的・効果・機器の使い方や運動上の注意点について学びます。参加を希望される方は、お早めに申し込みください。



- と き 1月18日(火) 午後1時30分から午後3時30分
- と ころ 福祉センター 1階 介護予防訓練室
- 対 象 者 町内在住の20歳以上の方
- 定 員 8名程度
- 講 師 クラブエム トレーナー
- 申込期間 1月14日(金) 午後1時まで ※定員になり次第締め切ります。
- 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分
- 申込方法 保健センター窓口にお越しください。
※受付時に問診があります。身体状況により参加受付できない場合があります。
- 持 ち 物 室内シューズ、タオル、飲み物、運動しやすい服装
- そ の 他 新型コロナウイルス感染症の状況によって、延期または中止となる場合があります。

らく楽自主トレーニング

下記の時間帯で、好きな時間に自分のペースで筋力トレーニングができます。(要事前予約)
※新型コロナウイルス感染症対策のため、現在トレーニングの人数制限を設けています。

利用時間	曜日	時間
	月・火・水・金	午前9時30分から正午
	火・木・金	午後1時30分から4時

お申し込み・お問い合わせ先
 ○八百津町地域包括支援センター
 ☎43-3267
 ○健康福祉課
 ☎43-2111(内線2561・2562)

(防災安全室)

年末夜警のお知らせ

消防団による年末夜警を下記の期間に行います。なお、消防団員の負担軽減と新型コロナウイルス感染症対策のため、期間を短縮して行います。みなさまのご協力をお願いいたします。

- と き 12月28日から30日までの3日間
午後8時から午後11時まで

お問い合わせ先
 防災安全室
 ☎43-2111(内線2232)

(町民課)

18歳以下の子どもへ10万円を給付します 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

令和3年11月19日に閣議決定された、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた子育て世帯を支援するための、18歳以下の子どもへの「10万円給付」を行います。町では、10万円を現金一括で給付します。

- 対象者 児童の保護者のうち、生計を維持する程度が高い方（児童手当においては受給者）の令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額内（注1）で次のいずれかに該当する方
1. 令和3年9月分の児童手当を八百津町より受給された方
 2. 令和3年9月から令和4年3月までに出生した児童を養育しており、出生時の児童手当を八百津町に申請された方
 3. 令和3年9月30日現在で高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童を養育している方
- ※養育している児童が結婚または3年を超える留学をしている場合は対象外です。

（注1）児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002
5人	812	1,040

- ・「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。
- ・扶養親族などの人数は、同一生計配偶者や扶養親族などのうち、税申告のあったものの合計人数になります。
- ・所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族がある方については、上記の額に1人につき6万円を加算した額。

- 支給額 児童1人あたり現金10万円
※現金5万円とあわせて、5万円相当のクーポン分も現金で給付します。

- 申請方法 申請が不要な場合と必要な場合があります。
令和3年9月分（令和3年10月15日支払い分）の児童手当受給者の方
- ▶申請は不要です。
- ・「給付金のお知らせ」は、「先行給付金」と「クーポンを基本とした給付」の2通を発送しています。
 - ・12月27日（月）に児童手当の振込口座へ給付金を振り込みます。
- ※同居している高校生等の児童がいる場合は、その児童の分も合わせて支給する場合があります。

公務員の方、高校生等を養育している方で、「給付金のお知らせ」の届いていない方
令和3年10月以降に出生した児童（新生児）を養育している方 など

- ▶申請が必要です。
申請方法が決まり次第、お知らせします。

お問い合わせ先
町民課
☎43-2111（内線2111）

(町民課)

申請期限が近づいています 子育て世帯生活支援特別給付金

この給付金は、18歳以下の子ども1人あたり10万円の給付金ではなく、低所得の子育て世帯向けの給付金です。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、国の施策として給付金の支給事業が行われています。

○支給対象者 次の①、②の両方に当てはまる方

① 令和3年3月31日時点で

18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などの方

※令和3年4月以降、令和4年2月28日までに生まれた新生児も対象になります。

② 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したと認められる方(令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方)

○支給額 児童1人あたり 一律5万円

○申請手続 高校生のみ養育している方、収入が急変した方

・給付金を受け取るには、申請が必要です。

・必要書類を役場町民課へ提出してください。(郵送申請可)

・申請書は町ホームページからダウンロードもしくは役場1階 町民課、各出張所でもお受け取りいただけます。

・申請には、申請書のほか、申請者の本人確認書類や世帯の状況が確認できる書類などを添付する必要があります。

※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税均等割が非課税の方には、すでに支給しています。

○申請期間 令和4年2月28日(月)(必着)

○注意事項 ・ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は、支給の対象となりません。

・家計急変者となる目安は下記のとおりです。

※家計急変者となる目安(住民税非課税相当限度額早見表)

申請時点の世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	137.8万円
3人 (例) 夫婦子1人	168.0万円
4人 (例) 夫婦子2人	209.7万円
5人 (例) 夫婦子3人	249.7万円
6人 (例) 夫婦子4人	289.7万円

(注)世帯の人数は、以下の合計人数です。

・申請者本人

・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の者)

・扶養親族(16歳未満の者も含む)

※収入が非課税相当収入限度額を上回る場合でも、経費を差し引いた所得で認められることもあります。

お問い合わせ先
町民課
☎43-2111(内線2111)

(地域振興課)

年末年始の公共交通(バス)のご案内

日頃は、公共交通(バス)をご利用いただき誠にありがとうございます。

年末・年始のバス運行は下記のとおりです。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

○やおまる西部・東部

12月29日(水)から1月3日(月)は、すべての路線が運休

※やおまる東部の1月4日(火)の予約は、12月28日(火)までにお済ませください。

○YAOバス

・12月29日(水)から12月31日(金)は、休日ダイヤで運行

・1月1日(土)から1月3日(月)は下表のとおり年始特別ダイヤで運行

※通常より減便となっています。ご注意ください。

ファミリーセンター発 明智駅行き	明智駅発 ファミリーセンター行き
9時38分発 → 10時03分着	10時21分発 → 10時46分着
11時08分発 → 11時33分着	12時21分発 → 12時46分着
13時08分発 → 13時33分着	13時51分発 → 14時16分着
15時08分発 → 15時33分着	15時51分発 → 16時16分着
16時20分発 → 16時45分着	16時51分発 → 17時16分着
17時50分発 → 18時15分着	

・八百津高校の冬休み期間による運行の変更

12月27日(月)、12月28日(火)、1月4日(火)から1月6日(木)

明智駅発	八百津高校発
6時55分発 八百津高校は経由せず「塩口バス停」止まり	16時20分発 明智駅行きは運休
7時13分発 八百津高校は経由せずファミリーセンターまで運行	17時20分発 明智駅行きは運休
7時45分発 八百津高校は経由せずファミリーセンターまで運行	
8時01分発 八百津高校直行便は運休	

○東鉄バス 八百津線(ファミリーセンター ⇄ 美濃太田駅)

12月29日(水)から1月3日(月)は運休

○観光シャトルタクシー(土日・祝日のみ運行)

1月1日(土)、1月2日(日)は運休

お問い合わせ先	
やおまる(西部・東部) 観光シャトルタクシー	地域振興課 地域振興係 ☎43-2111(内線 2253)
YAOバス 東鉄バス八百津線	東農鉄道株式会社 東鉄バス 可児営業所 ☎63-4385

(水道環境課)

寒くなったら…水道管の凍結にご注意ください!

冬場に長期間留守にする場合や、気温が氷点下 4℃以下になると水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所、風当たりの強いところ、おき出しになっている水道管などは特に注意が必要です。早めに凍結防止の準備をお願いします。

■水道管の凍結防止の方法

「おき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻き付け、その上からビニールテープなどを巻いて凍結の防止をしてください。

■水道管が凍ってしまったら…

凍ってしまった部分に、タオルや布などをかぶせて、その上からゆっくりと「ぬるま湯」をかけてください。なお、蛇口を開けてもすぐに水が出ない場合がありますが、そのような場合でも、蛇口は開けたままにせず、必ず閉め、自然に溶けるのを待ってください。

※熱湯を急にかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

■水道管が破裂してしまったら…

直ちに水道メータボックス内の止水栓を閉めて、水が止まったこと(パイロットが止まっていること)を確認してから、町指定水道工業者に連絡して修理してください。



八百津町内の水道工事指定店

指定店	電話番号	指定店	電話番号
エーアールアイ設備	66-4130	石井電機工業所	43-0118
(株)土谷組	43-0052	泉水道工業所	43-3153
(資)旭工務店	43-0412	(有)木原グリーンサービス	43-4447
東光土建(株)	43-0182	(有)イトウ管工	43-0534
ミライズ(株)	43-2734	竹地設備	43-3370
長谷川水務店	43-0360	イドガスエナジー(株)	45-1007

※上記は八百津町内の水道工事指定店です。町外の水道工事指定店は、町ホームページをご覧ください。

※水道の修理は、八百津町の指定する水道工事指定店にご依頼ください。

お問い合わせ先
水道環境課 業務係
☎43-2111
(内線2122・2123)

第4回栗の講習会(剪定方法)を開催します

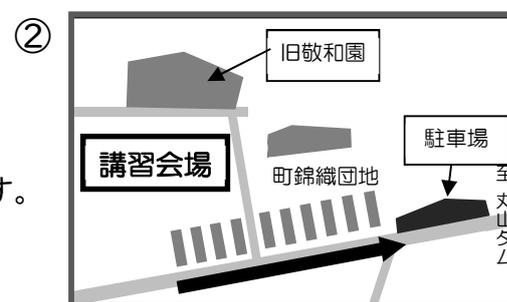
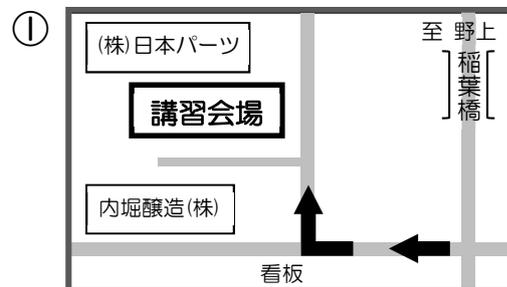


町内産の栗は、地元お菓子屋さんを中心に出荷され、出荷された栗から作られる栗きんとんは当町を代表する銘菓として愛されています。出荷される栗には大きな果実が求められますが、十分な剪定ができないと、小さくなってしまいます。そこで、栗栽培で重要である剪定技術を学ぶ場として、剪定講習会を開催します。来年も良い栗を作るために、みなさまのご参加をお待ちしています！

○講習会日程

①第1会場(休日) とき 1月9日(日) 午前10時から
※雨天予備日 1月16日(日)
会場 伊岐津志地内農家ほ場
(株)日本パーツ製作所付近

②第2会場(平日) とき 1月12日(水) 午前10時から
※雨天予備日はありません。
会場 錦織地内農家ほ場
旧敬和園付近



※混雑を避けるため、原則1人1会場の受講とさせていただきます。
※講習会会場以外への立ち入りは、周辺住民の方へのご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

○講習内容

栗剪定の基本技術の習得(若木の剪定~成木の剪定) ※内容は第1会場、第2会場ともに同じです。

時間	場所	内容	講師
9:45~	栗園	会場栗園に現地集合・受付	可茂農林事務所 普及指導員
10:00~	//	ほ場準備・若木植栽・品種剪定の基本	
10:20~	//	整枝剪定を中心とした年間作業の基本	
10:40~	//	整枝剪定の実技指導	
11:00~	//	剪定演習(参加者皆で1本の樹を順番に剪定)、まとめ	中山間農業研究所 研究員
12:00~	各自自由	昼食休憩(午後からの演習を希望しない方は解散)	
13:00~	栗園	剪定演習(希望者のみ)、まとめ	
15:00		解散	

※午後からの演習は希望者のみです。希望される方は当日お伺いします。
※昼食は、ご用意いただくか、一旦帰宅していただいても構いません。

- 対象者
- ・町内農地で栗を栽培している方、もしくは栽培される予定の方
 - ・剪定技術がない、自信がない方
 - ・自宅の栗が高木になっており、低くする方法を学びたい方
 - ・栗の果実が小さく、剪定して大きな栗を収穫したい方
 - ・すでに栽培している栗生産者のパートナー、家族内後継者など

- 持ち物
- 筆記用具(メモ用、下敷きなどがあると書きやすいです)、マスク、汚れてもいい服装と靴
昼食(必要な方のみ、ごみはお持ち帰りください)、飲み物など
※午後からの剪定演習を希望される方は、お持ちであれば剪定ばさみなどを持参ください。

○申し込み 事前申し込みは不要です。当日現地へお越しください。(参加費無料)

→次ページへ続きます

- その他
- ・新型コロナウイルス感染症の状況によって、中止または延期となる場合があります。中止または延期の場合は、町ホームページおよび防災行政無線でお知らせします。
 - ・会場は駐車台数が限られているため、お近くの方は徒歩などでお越しください。また、指定箇所以外には駐車しないようご協力をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症対策 ご協力のお願い】

会場では、新型コロナウイルス感染症対策として、以下のことをお願いおよび実施させていただきますので、あらかじめご了承ください。

- ①参加者名簿への氏名・住所・電話番号の記入および検温・体調確認をさせていただきます。
- ②参加時のマスク着用、入口でのアルコール消毒にご協力ください。
- ③他の人との距離を一定以上取って受講してください。
- ④体調のすぐれない方、37.5度以上の発熱のある方は、参加を控えてください。

お問い合わせ先
農林課 農業振興係
☎43-2111
(内線2333)

(わくわく体験館)

ガラス工芸講座の受講生を募集します

わくわく体験館では、講座の受講生を募集しています。ぜひお申し込みください。

【端午の節句講座】

- ①こいのぼりを作ろう ②スタンドグラスで兜かぶとをつくろう



こいのぼり



兜かぶと

○と き 3月6日(日)、9日(水)、13日(日)、16日(水)

①こいのぼり 午後1時から2時30分 ②兜 午前9時から正午

○内 容 端午の節句の飾りを、吹きガラスでこいのぼり、またはスタンドグラスで兜を作ります。

○対 象 小学校5年生以上

○参加費 ①こいのぼり 3,500円 ②兜 6,500円(ともに材料費・消費税込み)

○申込方法 2月21日(月)までに、わくわく体験館へ電話または窓口で直接お申し込みください。

【スタンドグラス基礎講座⑥】

4回講座 スタンドランプ、ペンダントランプ

○と き ・木曜コース 午前9時から正午 2月17日・24日・3月3日・10日

・金曜コース 午後1時から4時 2月18日・25日・3月4日・11日

・土曜コース 午前9時から正午 2月19日・26日・3月5日・12日

○内 容 スタンドグラスの基礎を学びながら、作品作りを楽しんでいただけます。

○対 象 大人

○参加費 スタンドランプ 17,000円 ペンダントランプ 18,700円(ともに材料費・消費税込み)

○申込方法 2月6日(日)までに、わくわく体験館へ電話または窓口で直接お申し込みください。



ペンダントランプ

お申し込み・お問い合わせ先
わくわく体験館
☎65-1515

(岐阜県商工労働部)

冬季の省エネルギーにご協力ください

令和3年12月1日から令和4年3月31日において、電力需要が高くなる午前9時から午後7時の時間帯を中心に、岐阜県「コロナ社会を生き抜く行動指針」を参考としつつ、県民生活や経済活動に無理のない範囲での省エネルギーにご協力ください。なお、省エネルギーの取り組みにあたっては、高齢者や乳幼児などへの配慮をお願いします。

【省エネのポイント】

- ・夕方に電気製品の使用が重ならないよう家事の段取りを組みましょう。
- ・暖房時の室温を18℃程度にし、寒い時は1枚多く着る、暖かいものを飲むなど、過剰な暖房を抑制し、快適に過ごすライフスタイルを心がけましょう。
- ・エアコンなどの設定温度(暖房の場合は20℃程度)の適正管理に努めましょう。
- ・新型コロナウイルス感染症を予防するため、換気扇や窓開放により換気を確保しましょう。
- ・不要な照明はこまめに消灯しましょう。
- ・食品の傷みに注意しつつ、冷蔵庫の設定を「弱」にしましょう。
- ・テレビは部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消しましょう。
- ・長時間使わない機器は電源プラグを抜いておきましょう。

お問い合わせ先
岐阜県商工労働部
新産業エネルギー振興課
☎058-272-1111

(岐阜県労働局)

中皮腫や肺がんなどの石綿による疾病の保証・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、または亡くなられた場合、それが労働者として石綿ばく露作業に従事したことが原因であると認められている場合には、労災保険法や石綿救済法により各種の保険給付が受けられます。石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

厚生労働省では、毎年、石綿関連疾患認定事業場名を公表しています。中皮腫や肺がんなどで労災認定された事業場において過去に就労され、中皮腫や肺がんなどを発症し、または亡くなられた場合、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。まずは、お気軽に岐阜労働局または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

○制度のご案内、詳しい内容はこちらから

詳しい内容は、厚生労働省ホームページに掲載されています。厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)のトップページから下記のとおりお進みください。

厚生労働省
ホームページ



テーマ別に探す(PC:左上、スマートフォン:右上メニューから)

- >雇用・労働の中から労働基準
- >施策情報の中から労災補償
- >施策紹介 業務上疾病の認定等
- >労働基準情報:業務上疾病の認定等
(上から3番目)「石綿による疾病の認定基準」を選択

お問い合わせ先
○岐阜労働局 労働基準部
労災補償課
☎058-245-8105
○関労働基準監督署
☎0575-22-3251